

**身近な公園をより魅力的にするため、
地域住民による公園の管理運営を促進する**

(住民がつくる公園部会 調査審議報告)

1 調査審議報告

1. 審議テーマについて

(1) 審議テーマ設定の背景

- ・川崎市の将来人口推計を見ると、多摩区は市内7区の中で最も早い2020年に人口ピークを迎え、人口減少へと転じる見込みとなっています。また、高齢化も急速に進行し、約30年後の2045年にはおよそ3人に1人が65歳以上の老人人口となることが見込まれています（●頁の図1、図2参照）。
- ・また、直近3年間（2014(平成26)年～2016(平成28)年）の社会動態を年齢5歳階級別に見ると、いずれの年も子育て世代である30～40歳代は全ての階級において転出超過となっています（●頁の図3参照）。
- ・こうした状況を踏まえ、多摩区が将来にわたり活気のあるまちを維持していくためには、若い人、特に子育て世代に移り住んでもらう、住み続けてもらう必要があると考え、部会で審議を進めていくためのビジョンを次のとおり設定しました。

部会のビジョン：若い人に住んでもらえるまち

(2) 審議テーマの設定

- ・ビジョンの達成に向けては、様々な手段が考えられます。当部会でも具体的な審議テーマとして次のような内容を検討しましたが、今回は「良質なコミュニティの形成・のびのびと子育てができるまちづくり」の観点から、公園のあり方に着眼し具体的な審議テーマを決定することとしました。

（参考：ビジョンの達成に向けて挙げられたアイデア）

- ・魅力あふれるまちづくり
- ・愛着をもって住むことができるまちづくり
- ・良質なコミュニティの形成・のびのびと子育てができるまちづくり
- ・安全安心なまちづくり
- ・居住性の高いまちづくり
- ・公園は、うるおいのある生活環境を形成するだけでなく、スポーツ・レクリエーション、文化活動の場として欠かせない空間であるとともに、震災などの自然災害時の火災延焼を防ぎ避難地・避難路などの避難空間となるなど地域の防災性の向上にも寄与しています。また、公園を利用した地域の祭り、イベントなどの機会は、多世代の地域住民が交流する貴重な機会を創出し、地域のコミュニティ形成や都市の活力向上への寄与の側面も注目されています。

- ・一方で、最近は昔に比べ公園利用に対する近隣からの苦情等も増えていて、誰もが使いやすいとは言えず、利用が少ない公園が増えていると言われています。
- ・子育て世代にとって住みやすいまちとなるためには、子どもがのびのびと暮らせる環境が必要で、その一つとして思い切り遊んだり世代を問わず交流できる、地域コミュニティの核となるような公園が身近に必要であると考えます。
- ・公園には、市民が主体的に管理できる制度があり、地域の実情やニーズに応じて管理手法の工夫等を行うことで、使いやすさや魅力が飛躍的に高まり、まち全体の価値の向上にもつながります。
- ・また、普段利用している公園の管理等の活動は、地域活動に参加してこなかった人にとっても身近で入りやすく、地域の住民自治への参加の入口となると考えます。
- ・以上のことから、本部会では次のとおり、地域住民による主体的な公園の管理・運営を促進するための方策を審議します。また、区内に新しい公園ができる場合にも、計画段階から住民が関わり、考えていく機運を高める方策を併せて審議します。

審議テーマ：身近な公園をより魅力的にするため、地域住民による公園の管理運営を推進する

2. 現状と課題の調査・整理

- 審議テーマについて、現状と課題を把握・整理するために「(1)多摩区の公園の状況調査」と「(2)公園に関する区民意識の調査」を行いました。

調査項目	調査内容	調査の方法
(1)公園管理の状況調査	①川崎市における公園管理の状況	・道路公園センター職員へのヒアリングや各種資料による調査
	②多摩区及び他都市における公園管理の状況	・区内の管理運営協議会へのヒアリング ・他都市の公園管理団体へのヒアリング
(2)公園に関する区民意識の調査	①多摩区民祭でのアンケート調査	・第40回多摩区民祭会場でのシール投票形式のアンケート調査
	②区民会議フォーラムでの意見交換	・参加者と調査審議内容に関する意見交換

(1)公園管理の状況調査

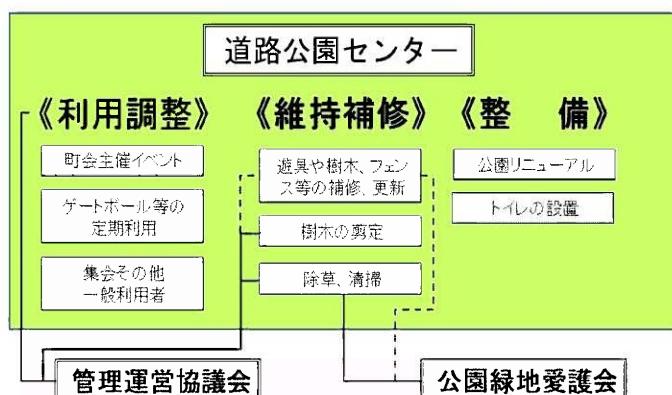
①川崎市における公園管理の状況

1)公園管理の形態

- 川崎市における公園管理の形態は大きく次の2通りに区分されます。
 - 道路公園センターの直営による管理
 - 地域住民組織との協働による管理（次の2種類が制度化されている）
 - 公園緑地愛護会：主に清掃等の維持管理活動を実施
 - 管理運営協議会：維持管理活動に加え、公園利用や使い方の調整を実施

2)公園緑地愛護会・管理運営協議会の概要

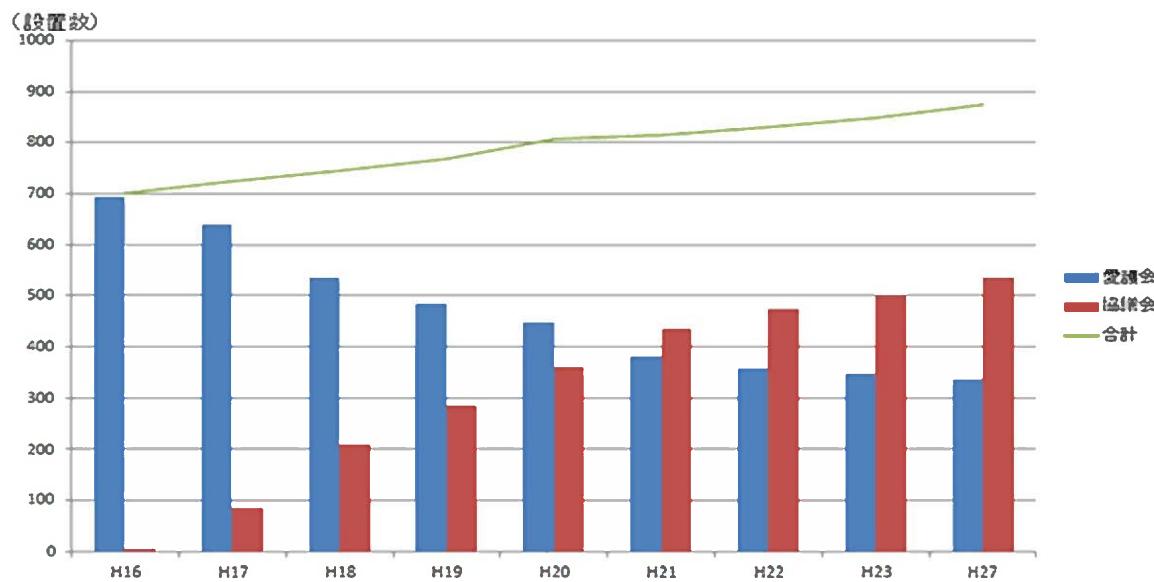
- 川崎市と公園緑地愛護会・管理運営協議会における協働管理の概念は右図のとおりです。また、市との役割分担、公園緑地愛護会と管理運営協議会の比較は、●頁の表1・2のとおりです。



3) 川崎市の施策及び現状

- ・川崎市では、住民に身近な公園を“地域の庭”として愛着を持ってより柔軟に活用してもらうため、2006(平成18)年度から管理運営協議会の制度を本格実施(2004~2005年はモデル実施)し、公園緑地愛護会からの移行や道路公園センター直営の公園への新規立ち上げを促進してきました。
- ・その結果、公園緑地愛護会が減少し、管理運営協議会は増加傾向にあります。しかしながら、道路公園センターの直営による公園もまだ多く存在します。

＜川崎市における公園緑地愛護会・管理運営協議会の設置数の推移＞



- ・川崎市内各区の公園緑地愛護会、管理運営協議会の設立状況は下表のとおりです。

※2017(平成29)年3月31日現在。()は公園緑地数に対する設立率

	川崎区	幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	全市
公園緑地数	153	109	115	156	213	159	341	1246
公園緑地愛護会(①)	43	29	25	43	70	58	72	340
管理運営協議会(②)	85 (56%)	73 (67%)	85 (74%)	66 (42%)	77 (36%)	48 (30%)	107 (31%)	541 (43%)
市民との協働管理 (①+②)	128 (84%)	102 (94%)	110 (96%)	109 (70%)	147 (69%)	106 (67%)	179 (52%)	881 (71%)

4) 多摩区の現状

- ・上記のとおり、市民と協働管理されている公園緑地は106箇所(公園緑地数の67%)あります。そのうち管理運営協議会の設立状況を見ると48箇所(公園緑地数の30%)となっており、設立率が市内で最も低くなっています。
- ・道路公園センターの直営により管理されている公園が53箇所(公園緑地数の33%)あり、市民との協働管理が進んでいない状況です。

川崎市及び多摩区における公園管理の状況（まとめ）

- ・川崎市では地域住民と協働での公園管理を進めるため、「公園緑地愛護会」「管理運営協議会」の制度を設けており、中でも住民がより柔軟に管理できる「管理運営協議会」について、新規立上げや「公園緑地愛護会」からの移行を促進している。
- ・多摩区は公園緑地数に対する管理運営協議会の設立率は30%で、市内で最も低い。

②多摩区及び他都市における公園管理の状況

- ・地域住民による公園管理の現状を把握するため、区内公園の管理運営協議会や他都市の公園管理団体へのヒアリングを行いました。

1) 区内の管理運営協議会へのヒアリング

- ・2017(平成29)年7月に、次のとおり区内5か所の公園の管理運営協議会へのヒアリングを行い、それぞれの公園において地域の状況に合わせた管理運営や様々な利活用がされていることが分かりました。ヒアリング結果の所見は次頁のとおりです。

- 生田雁俣公園管理運営協議会（7月13日）
- 登戸第1公園管理運営協議会（7月18日）
- 三田第7公園管理運営協議会（7月20日）
- 三田第3公園管理運営協議会（7月20日）※右写真
- 生田6丁目公園管理運営協議会（7月26日）



＜ヒアリング調査結果の所見＞ ※結果の詳細は●ページ参照

■住民が主体的に管理している公園は地域の実情に合わせ多様に利活用されている。

- ヒアリングで訪れた公園の管理運営協議会はいずれも町内会・自治会を母体に結成されており、管理運営協議会というよりも町内会・自治会活動の一環として積極的な管理運営がなされている。
- これらの公園ではお祭りや様々なイベント、防災活動、保育園や学校等の利用など地域の実情に応じて多様に利活用されており、地域におけるコミュニティの中心となっている。

■持続可能で魅力的な公園づくりには様々な団体等の連携が効果的である。

- 町内会・自治会では役員の高齢化などの課題もありますが、子ども会等と連携して多世代の住民参加により管理運営が行われている公園もある。将来にわたっての持続可能な公園管理だけでなくコミュニティ醸成の面からも様々な団体の連携・協力が効果的である。
- また、他団体等と連携することにより、プレイパークや地域のダンス発表会など新たなイベントの実施など、公園の魅力を高める取組も期待できる。これらの取組を通じてこれまで利用しなかった人も集まってくれることが期待できる。

2) 他都市の公園管理団体へのヒアリング

- ・他都市の事例を調査するため、2017(平成29)年10月2日に世田谷区のねこじゃらし公園を視察し、公園管理をしている住民団体「グループねこじゃらし」の方々に、日頃の管理活動の内容等についてヒアリングを行いました。ヒアリング結果の所見は次のとおりです。

＜ヒアリング調査結果の所見＞ ※結果の詳細は●ページ参照

■特徴的な公園を誕生させたのは計画策定段階からの住民参加である。

- 世田谷区で初めて本格的な住民参加によるワークショップを通じて計画づくりが行われた結果、遊具等がなく草っぱらが広がる特徴的な公園が誕生した。近隣に遊具のある公園があることなども考慮されたそうである。



■計画時の住民参加が公園整備後の住民主体の積極的な管理活動にもつながっている。

- 計画時から住民中心に整備後の維持管理が話し合われ、積極的な管理活動につながった。

- 活動内容等は月1回の広報紙の発行を通じて近隣の学校や町内会等、地域にも紹介されている。

- 他団体と連携し定期的に公園での遊び場づくりが展開されている。

(2) 公園に関する区民意識の調査

①多摩区民祭でのアンケート調査

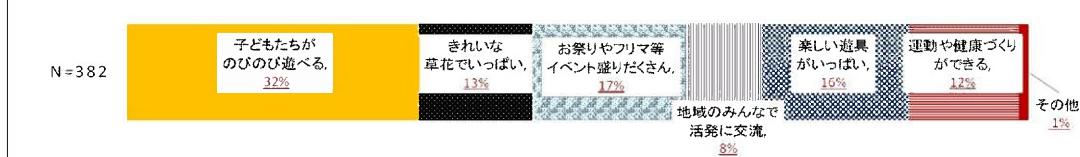
- ・2017(平成29)年11月18日に開催された「第40回多摩区民祭」に参加し、シール投票形式のアンケート調査を行い、管理運営協議会の認知度や自身で公園を管理するしたらどんな公園にしてみたいかを伺いました。
- ・調査結果から、約8割の区民は地域住民自身で身近な公園を管理できることを知らないことが分かりました。また、自分で管理するとしたら「子どもがのびのび遊べる」公園にしたいと答えた人が最も多い結果となりました。

＜シール投票結果の概要＞ ※年代別の集計結果は●頁の図●参照

問1. 身近な公園を地域のみなさん自身で管理できることを知っていますか？



問2. あなたが管理するとしたらどんな公園にしたいですか？(2つまで)



②区民会議フォーラムでの意見交換

- ・2017(平成 29 年)12 月 2 日に区民会議フォーラムを開催し、これまでの調査審議の状況を報告するとともに、「身近な公園をよりパワーアップする方法～若い人に住んでもらえるまちを目指して～」をテーマに区民会議委員と 22 名の参加者で意見交換を行いました。
- ・意見交換では、「地域の住民で公園を管理できることが知られていない」、「魅力的な公園をつくるためには利用者の意見を聞く場が必要」といった御意見を多くいただきました。

＜区民会議フォーラムでいただいた主な意見＞

■地域の住民で公園を管理できることが知られていない。

- ・制度や仕組みが知られていない。PR が必要。
- ・公園を誰が管理しているか分からない。
- ・どうしたら管理運営に関われるのか分からない。
- ・管理運営協議会の看板には連絡先が書かれていません。
- ・住民自身での管理は地域にとってもメリットがある。
- ・公園でこんなことをやろう、という企画ができるなら管理運営協議会に参加したい。

■魅力的な公園をつくるためには、利用者の意見を聞く場が必要である。

- ・公園について住民の要望を聞いてくれる機会がない。
- ・公園の決めごとを地域で意見交換できるとよい。
- ・管理運営協議会が地域の意見を聞くことが大事。
- ・実際に利用する子ども達の意見を取り入れることも重要。
- ・「マルシェ」等お母さん目線のイベントがあるとよい。

(3) 多摩区の公園の管理についての課題の整理

- ・多摩区の公園の状況や、公園に関する区民意識の調査結果を踏まえ、多摩区の公園の管理についての課題を、次のように整理しました。

■地域の住民自身で公園を管理できることが知られていない

- ・区民会議フォーラムで出された意見から、公園を住民自身で良いものにしたいと思う人が多いことがわかりました。一方で、公園を地域の住民で管理できることがあまり知られていない状況が分かりました。

■公園管理の担い手の高齢化

- ・しっかり管理ができている公園でも、主に管理している人は町内会・自治会の役員である場合が多いようです。町内会・自治会役員の高齢化も進んでいるため、持続可能な管理体制を維持するため、担い手の確保が必要です。

■魅力的な公園をつくるためには、協議会・愛護会と他団体の連携が効果的

- ・公園によっては、公園を管理する団体が他団体と連携してイベントを開催するなど、魅力的な公園づくりが行われている事例があります。このため、管理運営協議会や公園緑地愛護会が他団体の連携した取組を行うことも効果的です。

■公園利用者の意見を聞く場が必要である

- ・魅力的な公園をつくるためにも、公園づくりに関心を持つ人を増やすためにも、実際に公園を利用する人の意見を聞く場が必要です。

区民会議からの提言

本部会では目指すべき公園像を次のとおり整理しました。

区民会議が考える目指すべき公園像

子どもたちが
のびのび遊べる

地域コミュニティ
の核として
多世代が集える

地域の実情に
合わせ多様に
利活用できる

目指すべき公園像を踏まえ次の提言を行います。

■提言 1. 区民に公園の管理運営に参加してもらうための機運を高める

■提言 2. 地域住民による公園の管理運営の促進・充実を図る

■提言 3. 新規公園整備時及び公園リニューアル時の住民参加を促進する

■提言1．区民に公園の管理運営に参加してもらうための機運を高める

- ・魅力ある公園づくりを進めるためには、公園を行政が一括管理するのではなく、地域住民が地域の実情に合わせて管理運営することが望まれます。このためには、区民一人ひとりが公園に関心を持ち、できることから公園に関わることが望されます。

具体的な内容

①区民への積極的な働きかけの実施

- ・多くの区民に公園の管理運営に参加してもらうための機運を高めるには、住民自身が公園を管理できる管理運営協議会等の制度や主体的に管理を担うことのメリットについて、区が積極的に広く区民や様々な地域団体等へ呼びかけるべきです。

【参考】管理運営協議会を設立し住民自身で公園を管理することの主なメリット

- ・市から活動に対する報奨金が交付されます。
- ・公園を活用したイベントの実施など地域で主体的に公園の利用調整ができます。
- ・公園の使い方のルールなどを一定の範囲で地域で決めることができます。
- ・使い方によって子どもから高齢者まで多世代がつながる交流の場として活用できます。
- ・公園管理を実際に担う団体の意見として、市に遊具や健康器具の設置等を要望できます。

②区民が公園に関する情報を受け取りやすくなるための環境整備と広報ツールの充実

- ・前述した働きかけに加え、区は従来の公園管理団体募集チラシによる広報のみではなく、区民が公園に関する情報に触れる機会を増やすとともに、興味を持った区民が情報を収集しやすくするために環境整備と広報ツールの充実を図るべきです。

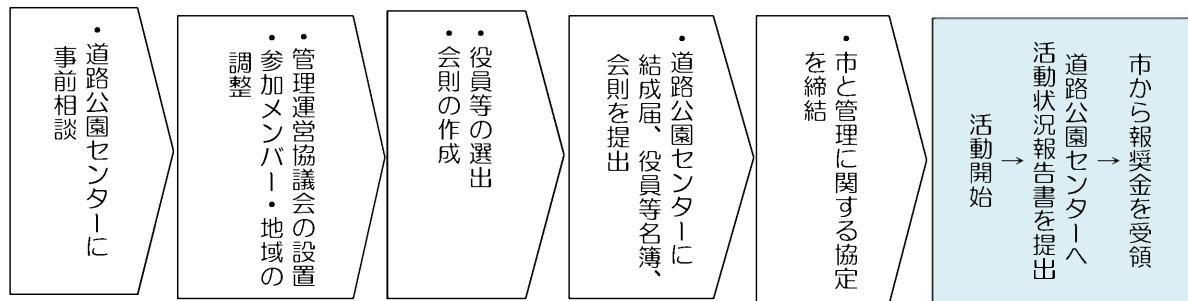
＜具体的には＞

■区ホームページでの公園に関する情報の一元的な提供

- ・区民が公園に関する情報を収集しやすくなるための環境整備として、区は関連する情報を一元的に区ホームページで発信する必要があります。そこでは、区民に公園を「利用してもらう」という視点だけでなく、「管理してもらう」視点からの情報も併せて発信し、住民自身による管理についての制度やメリットも閲覧者の目に触れるように工夫する必要があります。また、区によるPR活動を効果的に進めるためにも、興味を持った人が情報を効率的に収集できるようにしておくべきです。

- ・「管理してもらう」視点から最低限掲載すべき情報としては、市が直営で管理している公園について管理運営協議会の設立に向けた募集情報があります。募集に当たっては、住民自身の手で管理することの楽しさやメリットに加え管理運営協議会設立の手続の方法や手順、必要な期間などが具体的に伝わるよう工夫するべきです。

【参考】公園の地域による管理の概ねの流れ（管理運営協議会の例）



- ・また、既存の管理運営協議会等については、メンバーの高齢化が課題となっている団体もあることから、人材などが不足している団体については、区のホームページ上でメンバーを募集できるようにするなど、既存の団体の情報も掲載できるようにするべきです。

■公園に関する広報媒体における「公園づくりへの参加」のPR

- ・区ホームページでの情報発信のほか、区は公園に関する様々な広報媒体でも公園づくりの楽しさやメリット等のPRを併せて行うべきです。効果的なPRが期待できる広報媒体の例としては「多摩区公園ブック」などが考えられます。

③公園管理者の「見える化」の推進

- ・管理運営協議会が管理している公園には、右写真のように協議会が管理している旨の看板を区が設置しています。しかしながら、管理運営協議会等の制度に対する認知度は低く、どのような団体が管理しているのか利用者や近隣住民に十分に伝わっていないと考えられます。
- ・例えば、管理運営協議会として「〇〇自治会」が管理している、ということが分かる表示等をすることで公園利用者に「公園の管理」を身近に感じてもらうことができます。また、利用者と管理運営協議会等とのコミュニケーションのきっかけとなり、利用者意見を踏まえた魅力ある公園づくりや公園づくりへの参加の促進につながります。



■提言2. 地域住民による公園の管理運営の促進・充実を図る

- ・多摩区では地域主体で柔軟に公園の活用や維持管理ができる「管理運営協議会」の設立率が市内で最も低く約30%にとどまるため、その立て直しや公園緑地愛護会からの移行を、区はより積極的に促進するべきです。
- ・また、管理運営協議会が既に組織されている場合は、魅力ある公園づくりの考え方や手法等を知ってもらい活動に活かしてもらうことが望されます。

具体的な内容

①管理運営協議会の新規立て直しや公園緑地愛護会からの移行促進、活動の更なる充実に向けた区からの情報提供や支援の拡充

- ・管理運営協議会の新規立て直しに向けて、区は管理を担えると考えられる団体等への積極的なPRや情報提供を行うことが必要です。また、公園緑地愛護会からの移行促進に向けても同様に積極的なPRを行うとともに、地域の実情に応じて移行に必要な支援を行うべきです。
- ・また、区は既存の管理運営協議会に対しても、地域主体でより魅力的な公園づくりを進めらるために必要な情報提供や支援を行うことが有効です。

＜具体的には＞

■各種団体が連携するための仕組みづくり

- ・管理運営協議会の新規立て直しや公園緑地愛護会からの移行を促進するための手法として、各種団体が連携することが効果的です。例えば、立て直しに際し人材不足が課題となっている場合などは、管理を担えると考えられる様々な団体（PTAや地域教育会議、スポーツ団体など）が連携・協力することで課題の解消を図ることができます。区は団体同士の連携を支援・コーディネートすることで、立て直しや移行を積極的に働きかけるべきです。
- ・既存の管理運営協議会等についても、様々な特技や技術を持つ他の団体と連携し、その力を借りることが公園の魅力アップに効果的です。そのため区は、公園づくりで管理運営協議会等が他の団体と積極的に連携できるようにするためのツールとして「協力団体リスト」をつくり提供することで協議会等の活動を支援するようにします。なお、リストの作成に当たっては、前述した様々な広報ツール（区のホームページや冊子等）で広く協力可能な団体を呼びかけることが効果的です。

＜連携できそうな団体リストのイメージ＞

団体名・連絡先	
団体の概要	
活動内容	
連携可能な内容・特技等	
連携の条件	

■公園づくりに等に関する情報を掲載した定期的な情報紙の発行

- ・魅力ある公園づくりを地域主体で進めてもらうためには、管理運営協議会等で活動する人達に、他の公園での取組事例など参考となる様々な情報を知ってもらうことが効果的です。地域主体の公園づくりは区内だけでなく他都市でも様々な取組が行われているため、こうした情報をタイムリーに紹介できるな情報紙を、区は定期的に発行することが望れます。

■モデルケースによる公園の魅力アップ事例の周知

- ・魅力ある公園づくりの手法を検討するために、区は1～2程度の公園をクローズアップし、モデルケースとして魅力アップ事業に取り組むことも効果的です。モデルケースを通じて検討された手法は、他の公園への波及を図るため報告書等にまとめ、区の管理運営協議会や公園緑地愛護会に配布することが望れます。なお、本部会では三田第2公園の魅力アップに向けた取組を調査しました。

(参考) 三田第2公園の魅力アップの取組（作成中）

- ・公園の概要
- ・地域の概要
- ・取組の経過
 - 地域からの要望
 - 道路公園センターの対応
 - 管理運営協議会への移行
 - 地域での話し合い
 - 公園の整備工事の予定
- ・管理運営協議会会长からのメッセージ

②公園緑地愛護会・管理運営協議会が集まり意見交換等できる場づくり

- ・公園緑地愛護会・管理運営協議会活動の充実や、公園緑地愛護会から管理運営協議会へ移行してもらうきっかけとするために公園緑地愛護会・管理運営協議会が集まり意見交換、情報交換することも有効です。

<具体的には>

■管理運営協議会・公園緑地愛護会合同連絡会の機会を活用した取組

- ・現在、道路公園センターの主催により、管理運営協議会・公園緑地愛護会合同連絡会が年に1回開催されていますので、この場を活用して意見交換等を行い、日頃の管理活動の更なる充実や公園緑地愛護会からの移行促進を図ります。

○各公園の取組発表

- ・区内で特徴的な取組を行っている公園について、取組内容を発表する機会をつくり、工夫していることや課題等を共有することで、自分の地域での公園づくりの参考にしてもらいます。

○魅力的な公園づくりに向けて連携できる団体の紹介

- ・前述した協力団体リストにより情報提供を行います。また、協力団体メンバーに会議に出席してもらい、実施可能な取組内容等を直接紹介してもらうことも効果的であると考えられます。当事者同士が顔を合わせることにより連携の促進が期待できます。

○市内や他都市における事例紹介や視察会の開催

- ・市内他区や他都市において参考になりそうな事例を紹介する機会をつくります。前述した情報紙で紹介するほか、実際に公園づくりに携わっている方を講師に招き、活動に対する質疑応答など双方向でのやりとりができる機会をつくることがより効果的であると考えます。また、公園を実際に視察する機会をつくることも効果的です。

—地域住民による公園の管理運営の促進・充実に関連する課題—

～管理運営協議会の報奨金について～

- ・市では、管理運営協議会等の報奨金の交付基準が下表のとおり定められており、公園面積に応じて報奨金額が決定されます。他都市の例として世田谷区でも同様に面積に応じた交付基準となっていますが、比較すると、世田谷区の方が基準となる面積の区分が細かく設定され、また、公園面積が広くなることによる増額幅が大きく、管理に必要なコストに即した交付基準になっています。面積の広い公園はそれだけ管理に係る人手や道具等も多く必要となるため、必要なコストに即した交付基準が望ましく、住民主体で魅力ある公園づくりを更に促進する上で、交付基準の見直しが一つの課題であると考えます。

川崎市 (管理運営協議会の報奨金 ※年額)		世田谷区 (世田谷区公園等の住民参加による管理に関する協定に基づく 協定団体への支給額 ※年額に換算)	
0m ² ～200m ²	24,000円	50m ² 未満	24,000円
201m ² ～500m ²	42,000円	50m ² 以上100m ² 未満	30,000円
501m ² ～1,000m ²	54,000円	100m ² 以上150m ² 未満	36,000円
1,001m ² ～1,500m ²	60,000円	150m ² 以上200m ² 未満	42,000円
1,501m ² ～3,000m ²	78,000円	200m ² 以上250m ² 未満	48,000円
3,001m ² 以上	90,000円	250m ² 以上450m ² 未満	54,000円
		450m ² 以上	公園の面積 (m ²) ×120円

■ 提言3. 新規公園整備時及び公園リニューアル時の住民参加の促進

- ・地域住民に地元の公園に愛着を持ってもらい、管理運営活動に関わってもらうためには、新規の公園またはリニューアルする公園については計画段階から地域住民が関わる必要があります。
- ・そのため、登戸区画整理事業地内に新たにつくられる予定の公園をはじめ、区内で新しく公園が整備またはリニューアルされる場合は、計画段階から地域が主体的に関わり魅力的な公園づくりを進めてもらう手法を取り入れることが有効です。

具体的な内容

①新設公園整備及び公園リニューアルの際の計画段階からの住民参加の促進

- ・第6期区民会議で整理した、他都市における住民参加で検討された公園の事例を参考にした計画づくりのプロセスを、区内に広めます。

(参考) 新規公園における計画策定のプロセス

- ・公園の計画策定の流れについて、一般的には次表のようになると考えられます。

段階	概要	住民参加による検討内容
1. 基本構想段階	・公園のイメージや導入する機能について検討する。	○公園や公園周辺の地域の状況について確認 ○地域の住民が望む公園は、どのようなものか ○地域の公園として、どのような機能が必要かなどの検討
2. 基本計画段階	・基本構想を踏まえて、どのような施設を整備するかなどを検討する。	○どのような施設が必要か ○公園内の施設配置はどのようなものが良いかなどの検討
3. 実施設計（詳細設計）段階	・基本計画を踏まえて、施設の具体的な寸法や面積などの大きさ、必要な設備などの仕様を検討する。	○施設等の具体的な大きさ ○具体的に必要な設備 ○バリアフリー設備などの検討
4. 管理運営段階	・公園の管理運営方法や管理運営団体などを検討する。	○管理運営のために何をやるか（日常の取組、イベント等） ○管理運営主体は誰か、どんなメンバーか ○地域の住民と行政の役割分担などの検討

※基本構想と基本計画は一緒に検討することが多い。

※リニューアルについては、その規模等によってどの段階から始まるかが異なる。

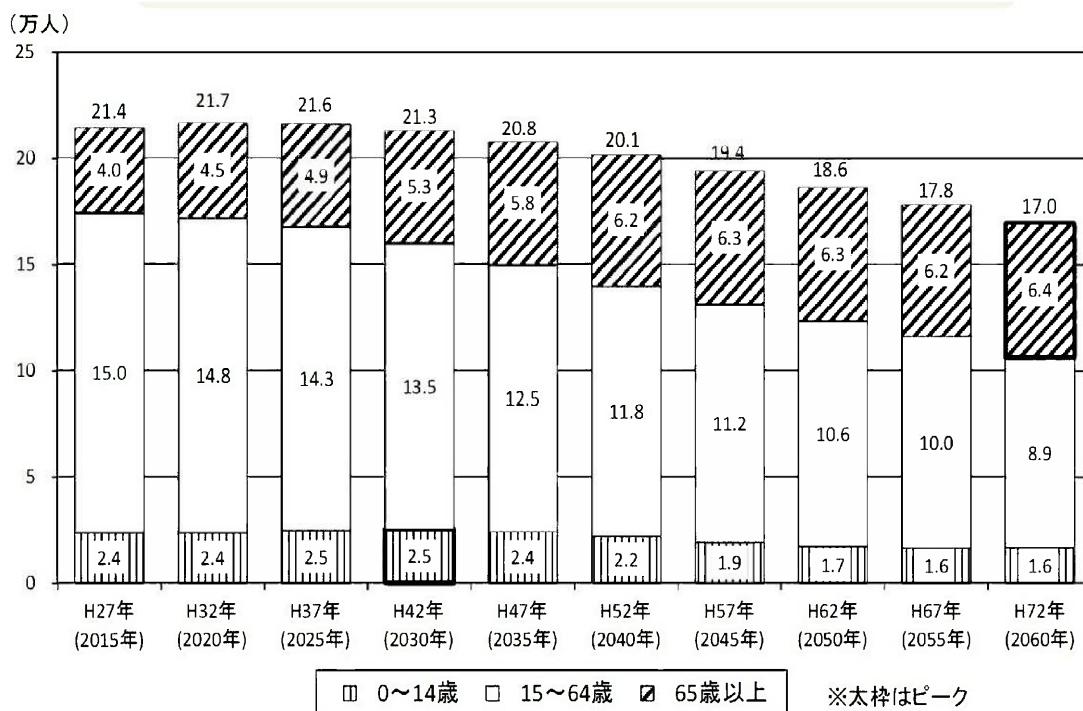
2 添付資料

(図1) 川崎市の区別将来人口推計



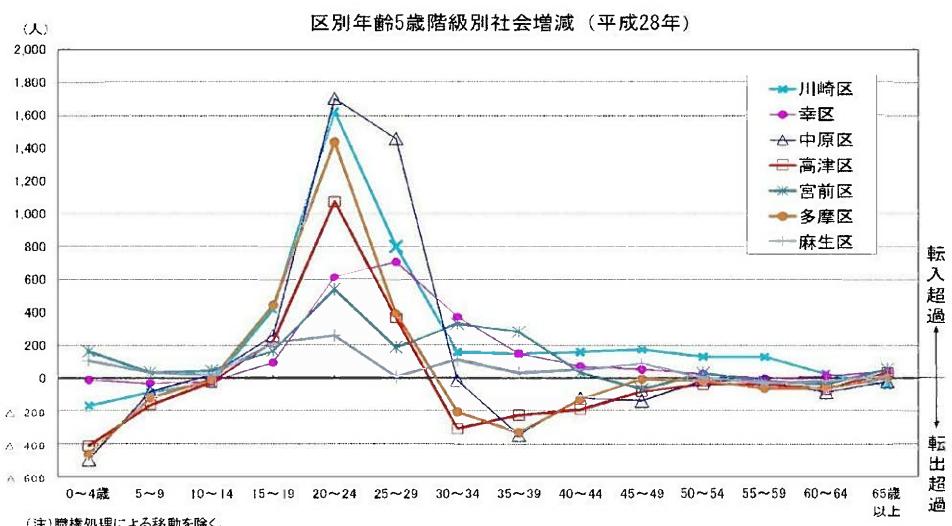
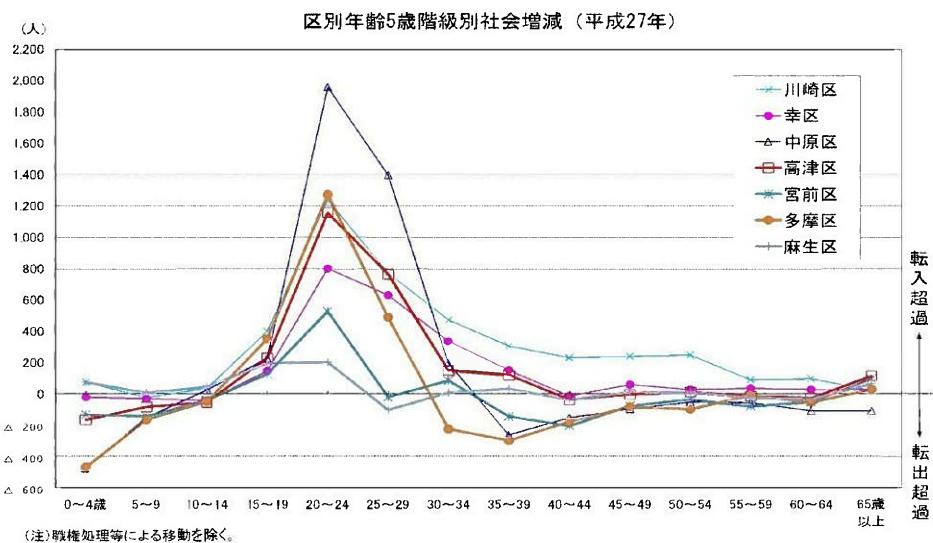
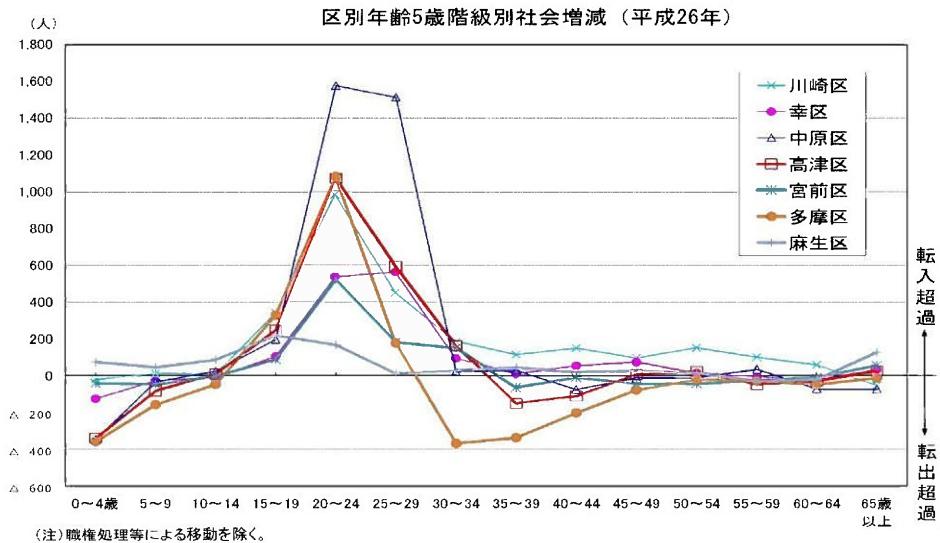
(資料：川崎市総合計画第2期実施計画の策定に向けた将来人口推計について)

(図2) 多摩区の将来人口推計



(資料：川崎市総合計画第2期実施計画の策定に向けた将来人口推計について)

(図3) 区別年齢5歳階級別社会増減(2014(平成26)年～2016(平成28)年)



(資料：川崎市の人口動態)

(表1) 市と管理運営協議会との役割分担

	維持管理	運営
管理運営協議会と市が協議して行う業務	<ul style="list-style-type: none"> ・法面の草刈り ・ササ刈り、芝刈り ・胴吹き、ひこばえの剪定 ・伐開、間伐、枯損木の処理 ・排水溝の清掃 ・病害虫の防除 	<ul style="list-style-type: none"> ・禁止行為看板等の設置 ・公園の改修に関すること ・遊具の設置等に関すること ・公園の利活用に関すること ・公園の適正利用に関すること
市が主体的に行う業務	<ul style="list-style-type: none"> ・公園施設の補修・改修 ・工作物の設置 ・高木、中木の剪定 ・流れ、噴水等の管理 ・給排水管の補修 ・不法投棄物の処理 ・台風災害の処理 	<ul style="list-style-type: none"> ・公園の財産管理 ・公園内行為の許可 ・工作物の設置許可 ・公的機関の使用許可 ・維持管理の技術的な指導・助言 ・管理運営協議会の運営に関する指導、助言

※川崎市資料から作成

(表2) 公園緑地愛護会と管理運営協議会との比較表

	公園緑地愛護会	管理運営協議会										
運営	<ul style="list-style-type: none"> ●公園の愛護作業を行う周辺住民・サークル・町会自治会等を対象とする ●報奨金交付時に活動状況報告書の提出 ●行事等で公園を利用する場合は、都度公園管理者まで届出が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ●公園に関わる町会自治会・公園利用者グループ・緑のグループ等の団体で組織 ●報奨金交付時に、活動計画書、活動報告書及び利用調整報告書の提出 ●総会、役員会の開催 ●町内会等が主催する行事等の利用調整（公園管理者への届出不要） 										
維持管理	<ul style="list-style-type: none"> ○公園内の除草・清掃 ○くずかごのごみ処理 ○破損遊具等の連絡 ○不法投棄物の連絡 ○事故時の連絡 	<ul style="list-style-type: none"> ○公園緑地愛護会の役割と同じ + ○地表から2m程度までの下枝落とし、及び低木の刈り込み（公園内の治安維持及び見通し確保） ○砂場内のごみの除去 ○花壇の維持管理（任意・届出による） 										
報奨金	<table border="0"> <tr> <td>0 m²~500 m² • • • 12,000円</td> </tr> <tr> <td>501 m²~1,500 m² • • 18,000円</td> </tr> <tr> <td>1,501 m²~3,000 m² • 24,000円</td> </tr> <tr> <td>3,001 m²以上 • • • 30,000円</td> </tr> </table>	0 m ² ~500 m ² • • • 12,000円	501 m ² ~1,500 m ² • • 18,000円	1,501 m ² ~3,000 m ² • 24,000円	3,001 m ² 以上 • • • 30,000円	<table border="0"> <tr> <td>0 m²~200 m² • • • 24,000円</td> </tr> <tr> <td>201 m²~500 m² • • 42,000円</td> </tr> <tr> <td>501 m²~1,000 m² • • 54,000円</td> </tr> <tr> <td>1,001 m²~1,500 m² • 60,000円</td> </tr> <tr> <td>1,501 m²~3,000 m² • 78,000円</td> </tr> <tr> <td>3,001 m²以上 • • • 90,000円</td> </tr> </table>	0 m ² ~200 m ² • • • 24,000円	201 m ² ~500 m ² • • 42,000円	501 m ² ~1,000 m ² • • 54,000円	1,001 m ² ~1,500 m ² • 60,000円	1,501 m ² ~3,000 m ² • 78,000円	3,001 m ² 以上 • • • 90,000円
0 m ² ~500 m ² • • • 12,000円												
501 m ² ~1,500 m ² • • 18,000円												
1,501 m ² ~3,000 m ² • 24,000円												
3,001 m ² 以上 • • • 30,000円												
0 m ² ~200 m ² • • • 24,000円												
201 m ² ~500 m ² • • 42,000円												
501 m ² ~1,000 m ² • • 54,000円												
1,001 m ² ~1,500 m ² • 60,000円												
1,501 m ² ~3,000 m ² • 78,000円												
3,001 m ² 以上 • • • 90,000円												

※川崎市資料から作成

(表3) 区内の管理運営協議会へのヒアリング結果

生田雁俣公園（街区公園）		ヒアリング日：2017(平成29)年7月13日
公園の概要	【住所】多摩区生田5-17-6 【面積】130m ² 【特徴】 <ul style="list-style-type: none">・面積が狭く、遊具は滑り台のみだが、周囲に公衆が少なく地域でとても重宝されている。・お祭りの中継所や夜回り活動時の休憩所、災害時一時避難場所など多様に使われている。	
管理運営協議会の概要	組織 活動内容・その他	<ul style="list-style-type: none">・自治会の役員、青年部、子ども会が日頃の管理を行っている。・草刈りや植込みの手入れを行っている。・管理には地域住民50～60人位が携わっている。若い人も参加しており、地域のコミュニティ醸成にも役立っている。・管理運営協議会として活動しているよりは、自治会活動の一部として管理が行われている。・活動をする上で今のところ困っていることはない。

登戸第1公園（街区公園）		ヒアリング日：2017(平成29)年7月18日
公園の概要	【住所】多摩区登戸新町228 【面積】1,383m ² 【特徴】 <ul style="list-style-type: none">・子どもの利用が多い。・盆踊りや芋煮会、もちつき等地域の様々な行事で使われている。	
管理運営協議会の概要	組織 活動内容・その他	<ul style="list-style-type: none">・自治会の役員約10名で構成されている。・月2回程度の清掃活動を行っている。落ち葉の季節はほぼ毎日掃除している。9班体制で若い人も含め80～90人が活動に携わっている。・花壇で花苗を育てているが、管理する人がなかなか集まらない。・高い樹木が複数あるが、その管理は道路公園センターに依頼するなど、維持管理を分担して行っている。・公園利用上の禁止事項は特に設けていないが、自転車の乗り入れやバットの使用など危険な行為は注意している。

三田第7公園（街区公園）		ヒアリング日：2017(平成29)年7月20日
公園の概要	【住所】多摩区三田1-1-18 【面積】157m ² 【特徴】 <ul style="list-style-type: none">・もともとは荒地。地元の要望で整備してもらった。・老人クラブがペタンク（鉄玉を投げるゲーム）で使用している。	
管理運営協議会の概要	組織 活動内容・その他	<ul style="list-style-type: none">・自治会長と自治会役員が管理運営協議会の会員を兼務している。・清掃や樹木への水やりを老人クラブが行っている。また、高木以外の樹木の伐採も老人クラブが行っている。自治会から老人会へ活動の補助金が交付されている。・水飲み場は無いが水やり用の水を近所からもらうなど地域で協力して管理している。

三田第3公園（街区公園）		ヒアリング日：2017(平成29)年7月20日
公園の概要		<p>【住所】多摩区三田1-4 【面積】2,473m² 【特徴】・近隣の幼稚園や保育園が運動会で使用している。 　　・高齢者がラジオ体操でも使用している。 　　・近隣の住民が協力的で自主的な清掃活動が行われている。</p>
管理運営協議会の概要	組織	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会長と自治会役員が管理運営協議会の会員を兼務している。
	活動内容・その他	<ul style="list-style-type: none"> ・日常のゴミ拾いや清掃は自治会が行っている。 ・トイレの清掃は毎日行っている。 ・地域住民が協力的で、落ち葉を毎日掃いてくれるなど自主的な清掃活動も行われている。自治会はゴミ袋を渡している。 ・災害時の車両通行を想定し道路から公園内への通路を確保するなど、日頃から公園を有効活用するための工夫をしている。

生田6丁目公園（街区公園）		ヒアリング日：2017(平成29)年7月26日
公園の概要		<p>【住所】多摩区生田6-19 【面積】386m² 【特徴】・隣接マンションの建設時に提供公園として設置された。 　　・自治会の盆踊りやまちづくり委員会の子ども祭り、餅つき大会、防災訓練時の本部等として活用されている。</p>
管理運営協議会の概要	組織	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会役員や老人会メンバーで構成
	活動内容・その他	<ul style="list-style-type: none"> ・清掃や草むしりを月1回、自治会の組長やまちづくり委員会の委員等で行っており、各日12~13人が参加している。 ・公園内の花の世話に力を入れており、遠くから世話をしに来る人もいる。 ・管理をしている方の高齢化が進んでいる。 ・今年度に掲示板を設置する予定であり、これを活用しますます公園が地域コミュニティの核となるようにしていきたい。

(表4) 他都市公園の管理団体へのヒアリング結果

ねこじゅらし公園（街区公園）		ヒアリング日：2017(平成29)年10月2日
所在地	世田谷区奥沢7-46-5	
公園の概要		<ul style="list-style-type: none"> ・1986年から8年をかけて1994年4月にオープンした。「公園はできてからが大事、皆で見守ろう」と公園の管理をするための住民組織「グループねこじゅらし」ができ、区と管理協定を結んで活動している。 ・広さは、3000平方メートルくらい。土地には草はらが広がり、脇には水路があって水遊びができる。遊具はひとつもなく、手づくりのベンチやパーゴラが点在するのみ。この計画は、住民が参加してつくったものである。

管理運営組織の概要	<ul style="list-style-type: none"> 「グループねこじゃらし」が主体的に公園の管理運営を行っている。 <p>□メンバー</p> <ul style="list-style-type: none"> ねこじゃらし公園の近隣の住民が中心である。 メンバーは20名弱で、年齢構成は、28歳～80歳。20代は1名で、あとは40歳代以上。 <p>→計画策定時からのメンバーは3名。</p> <p>→以前は、最大40名いた。高齢により辞めていく人が多い。</p> <p>□活動内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 週に1回の清掃が主な活動である。約20名を5班に分けて清掃している。また、月に1回、全員が集まり大掛かりな作業を行う日（第3火曜）がある。また月1回定例会がある。 以前は、毎年オープンから〇年を記念して、周年イベントを開催していたが、20周年を最後にやめた。理由は、メンバーの高齢化のため。今はメンバーだけの周年イベントを開催している。 月に1回、広報紙を発行している。配布先は近隣の小中学校、保育園、行政施設、町会など。公園にも置いている。
メンバーの募集方法	<ul style="list-style-type: none"> メンバー募集ポスターを公園内に貼って募集をするが、それで集まる人はいない。公園利用者に声をかける（口コミ）ことが最も有効である。 以前は、近隣小学校PTAのつながりで参加するメンバーが多くいた。今は、母親も働いている場合が多いのでなかなか参加してもらえないのが課題である。
地元自治体との関係	<ul style="list-style-type: none"> 世田谷区では、公園を管理する市民団体とは、公園管理協定を結んでいる。 市民団体の主な活動内容は、清掃、公園内で事故や施設の破損があった際の区への通報、2か月ごとの作業報告書の提出になる。 区からの支援は、樹木の剪定などの技術的アドバイス、活動に必要な物品の一部支援。
維持管理のポイント	<ul style="list-style-type: none"> グループねこじゃらしでは、公園をめぐる情報を近隣住民に伝え、一緒に公園をそだてていこうという主旨で、毎月「ねこじゃら紙」を発行している。ねこじゃら紙は、園内の掲示板や、近隣の九品仏まちづくり出張所で見ることができる。 苦情は、おおむね区役所へ来る。また、グループねこじゃらしには清掃活動しているときなどに言われることがある。 区役所へ来た苦情は、グループねこじゃらしに相談する。 住民が管理している公園は、苦情が少ないようである。
他の団体等との連携	<ul style="list-style-type: none"> 近くに障がい者施設があり、その人たちが公園をよく利用している。このため、公園の清掃をしている。 仕事をリタイヤした人が、清掃や枝の選定などを協力してくれる。 定期的にNPO法人プレーリアカーが遊び場づくりを定期的に展開してくれる。プレーリアカーの活動拠点になっている。 最近園庭がない保育園が多いので、保育園児がねこじゃらし公園を利用している。
住民による管理運営のきっかけ	<ul style="list-style-type: none"> ねこじゃらし公園は、1986年からはじまった世田谷区ではじめて本格的に住民の参加を得ながら、ワークショップで計画づくりを行った公園である（日本でも最初の方である）。 当初の敷地は、区の資材置き場であったが、そこに周辺の住民から温水プールをつくろうという活動が始まった。しかし、近隣の中学校に地域開放型の温水プールができることとなつたためその活動が終了した。 温水プール建設はなくなったが、引き続き当該地の使われ方に関心を持ち続けることとし、公園づくりに関する具体的な活動をすることとなった。

(図4) 第40回多摩区民祭でのシール投票結果

問1. 身近な公園を地域のみなさん自身で管理できることを知っていますか？

N=185

知っている
24%

知らない
76%

※年代別

50歳以上
(n=55)

53%

47%

20～40歳代
(n=116)

12%

88%

20歳未満
(n=14)

7%

93%

●身近な公園を地域の皆さん自身で管理できることについて、「知っている」は24%、「知らない」は76%であった。

●年代別では、「知っている」の割合は50歳以上で最も多く、20～40歳代及び20歳未満は約9割が「知らない」と回答した。

問2. あなたが管理するとしたらどんな公園にしたいですか？(2つまで)

N=382

子どもたちが
のびのび遊べる,
32%

きれいな
草花でいっぱい,
13%

お祭りやフリマ等
イベント盛りだくさん,
17%

地域のみんなで
活発に交流,
8%

楽しい遊具
がいっぱい,
16%

運動や健康づくり
ができる,
12%

その他,
1%

※年代別

50歳以上
(n=106)

28%

16%

13%

13%

5%

24%

1%

20～40歳代
(n=227)

35%

10%

19%

7%

19%

9%

1%

20歳未満
(n=49)

31%

16%

14%

4%

31%

2%

2%

●あなたが管理するとしたらどんな公園にしたいか聞いたところ、「子どもたちがのびのび遊べる」が32%で最も多かった。次いで、「お祭りやフリマ等イベント盛りだくさん」(17%)、「楽しい遊具がいっぱい」(16%)の順となった。

●年代別では、「子どもたちがのびのび遊べる」が全ての年代で最も多かった(20歳未満は他と同数)。

